

市 有 財 産 売 買 契 約 書 (案)

京都市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、別表に掲げる専有部分の建物の表示に定める市有財産（区分所有建物）（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金の総額は、金_____円とする。

なお、売買代金の内訳は以下のとおりとする。

土地代金（税抜き） 金_____円

建物代金（税抜き） 金_____円

土地建物代金合計（税抜き） 金_____円

消費税及び地方消費税相当額 金_____円

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として売買代金の100分の10（円未満切上げ）に相当する金額を、甲が発行する納入通知書により本契約締結日と同日に、甲に支払わなければならない。

2 前項の契約保証金は、第20条に定める損害賠償金の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利子を付さない。なお、契約保証金の支払いに関する手数料は乙の負担とする。

4 売買代金の全額を本契約締結日に一括で支払う場合は、契約保証金の支払いを免除する。

（売買代金の支払）

第5条 乙は、本契約の締結後14開庁日以内に、第3条の売買代金から前条の契約保証金を差し引いた金額を、甲が発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が前項に規定により売買代金を支払ったときは、前条の契約保証金を第3条の売買代金に充当するものとする。

3 乙が、本契約締結後、第1項に規定する期日までに売買代金を支払わないときは、その契約を無効とする。この場合、前条第1項の契約保証金は、何らの手続きを要せず、甲に帰属するものとする。

(延滞料)

第6条 乙は、売買代金の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払った日までの期間の日数に応じ、売買代金の額（1,000円未満の端数があるとき、又はその売買代金の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞料（計算した延滞料の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当分の間、延滞料の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

3 前2項における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(所有権の移転及び売買物件の引渡し)

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金全額の支払を完了したときに乙に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定により所有権が移転したときに、甲から乙に引渡しがあったものとする。

3 甲は、第2項の引渡しの後遅滞なく、乙との事前の協議により乙へ引き渡すことに合意した売買物件に関する計画通知書及びその添付図書並びに竣工図等建物建築図書一式、その他売買物件に関する一切の重要な書類の原本又は写し及び鍵一式を乙へ引き渡すものとする。

(所有権移転等の登記)

第8条 乙は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書等の所有権移転登記及び買戻特約登記に要する書類を甲に提出し、これらの登記を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の登記の請求があった後、速やかに所有権移転登記及び買戻特約登記を嘱託するものとする。

3 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(契約不適合責任についての特約)

第9条 乙は、この契約締結後、売買物件に、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（甲が知りながら乙に告げなかった事実によるものを除く。）があるときにおいても、履行の追完の請求、売買代金売買代金の減額の請求及び契約の解除をすることができない。

(附属物等)

第10条 甲は、売買物件内にある甲所有の附属物等については、現状有姿のまま乙に引き渡すものとし、乙は引渡しの日以降残存する甲所有の附属物等については甲がその所有権を放棄したものとみなし、任意に処分することができる。ただし、その費用は乙の負担とする。

2 甲は、京都市公有財産及び物品条例第11条第2号により、幅広い利用者の健康づくりや市民相互の交流を促進する事業を行うことによる公益上の必要性に基づき、乙が売買物件内にある甲所有の物品等を当該売買物件での事業で使用する場合は、別紙に記載の物品等を乙に対し、無償譲渡するものとする。

(危険負担)

第11条 この契約締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

(維持管理等)

第12条 乙は、売買物件の引き渡し後の売買物件の使用及び維持管理について、ラクトB管理組合の全体管理規約及び施設部会管理規約、ラクトB管理費等取扱規則を遵守しなければならない。

(利用制限等)

第13条 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

2 乙は、京都市ラクト健康・文化館活用に係る契約候補事業者選定のための募集要項に基づき、申込み時に提出した活用計画を速やかに実施し、所有権が移転した日から起算して10年間、売買物件を当該活用計画に基づいた利用に供さなければならない。

3 乙はやむを得ない事情により、前項の活用計画の内容を大幅に変更しようとするときは、あらかじめ変更を必要とする理由を付して書面により甲に申請し、協議のうえ、その承認を受けなければならない。

(権利の移転又は設定の制限)

第14条 乙は、所有権が移転した日から起算して10年間、売買物件について次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ当該行為を必要とする理由を付して書面により甲に申請し、協議のうえ、その承諾を得たときは、この限りでない。

(1) 所有権の移転

(2) 地上権、質権、賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利（以下「使用収益権」という。）の設定

2 前項の規定は、次の各号に掲げるところにより所有権が移転し、又は使用収益権が設定される場合には適用しない。

(1) 滞納処分

(2) 土地収用法その他の法律の規定に基づく収用又は使用

(実地調査等)

第15条 甲は、第12条から前条までに規定する乙の義務の履行状況を把握するため、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第1項の実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の規定による報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第16条 乙は、次の各号に規定する事由が生じたときは、それぞれ各号に規定する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 乙が前条第2項又は第3項に規定する義務に違反したときは、金【売買代金の100分の10に相当する額】円

(2) 乙が第12条から第14条までに規定する義務に違反したときは、金【売買代金の100分の30に相当する額】円

2 前項の違約金は、第20条に定める損害賠償金の予定又はその一部と解釈しない。

(買戻しの特約)

第17条 甲は、乙が第12条、第13条第2項若しくは第3項又は第14条の規定に違反したときは、売買物件を買い戻すことができる。

2 前項の規定により、買戻しをすることができる期間は、所有権の移転の日から起算して10年間とする。

3 甲は、第1項の規定により売買物件を買い戻すときは、売買代金を乙又は転得者に返還し、契約費用は返還しないものとする。この場合において、当該売買代金には、利息を付さないものとする。

4 第19条から第22条までの規定は、第1項の規定により買戻しを行った場合に準用する。

5 第1項の規定による買戻しの特約は、登記により設定するものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙がこの契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めた催告の後、その期間内に履行されないときは、この契約を解除することができる。

(原状回復)

第19条 乙は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲が指定する期間内に自己の費用で売買物件を原状に回復して（本契約締結後に乙が建築した建築物、構築物等があるときは全て除去して）返還しなければならない。ただし、甲が原状回復の必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失し、又はき損しているときは、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、既存施設の不完全な修繕工事等により廃棄物が残存する場合、乙の費用負担により当該廃棄物を撤去しなければならない。

4 前項の場合において、乙が売買物件に投じた改良費、修繕費その他の費用があっても、これを 甲に請求できない。

5 乙は、第1項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記に要する書類を甲に提出しなければならない。

6 前項に定める移転又は抹消の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(損害賠償)

第20条 第18条の規定によりこの契約が解除され、又は乙が前条に定める義務を履行しないため甲に損害が生じたときは、乙は、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(返還金)

第21条 甲は、第18条の規定によりこの契約を解除したときは、支払済みの売買代金を乙に返還するものとする。ただし、乙が第16条に規定する違約金又は前条に規定する損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金と対等額で相殺することができる。なお、甲が乙に対して相殺の意思表示を行う場合、甲は相殺の順序を指定することができるものとする。

2 前項の返還金には、利息は付さない。

(必要費等の補償)

第22条 乙は、第18条の規定によりこの契約が解除された場合において、売買物件に関し必要費又は有益費その他一切の費用を支出した場合であっても、その補償を甲に請求することができない。

(契約の費用)

第23条 この締結に要する費用は、乙の負担とする。

(仮契約)

第24条 この契約は仮契約とし、甲及び乙は、甲の「京都市ラクト健康・文化館条例を廃止する条例」による議決があったときは、本契約を締結するものとする。

2 前項の本契約は、甲が、同行の議会の議決があった旨を乙に通知する日から5開庁日以内までの、甲が定める日に、成立するものとする。

3 この契約書は仮契約書とし、前項に定める日に、本契約書になるものとする。

4 甲の議会の議決が得られなかった場合においても、乙は、甲に対し、損害賠償の請求その他一切の請求を行わないものとする。

(法令等の規制の遵守)

第25条 乙は、売買物件に係る法令等の規制を熟知のうえ、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第26条 この契約から生ずる一切の訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第27条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市
京都市長 門川 大作

乙

別 表

一棟の建物の表示			
所 在	京都市山科区竹鼻竹ノ街道町 9 1 番地		
建物の名称	ラクトB		
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下4階付9階建		
延床面積	50,220.92㎡（公簿）		
敷地権の目的たる土地の表示			
所在	地番	地 目	地 積
京都市山科区竹鼻竹ノ街道町	91番	宅地	6,808.24㎡

専有 部分 の 建 物 の 表 示			
家 屋 番 号	竹 鼻 竹 ノ 街 道 町 9 1 番 の 5 2 0		
建 物 の 名 称	5 2 0	種 類	ス ポ ー ツ セ ン タ ー
構 造	鉄 骨 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 2 階 建		
床 面 積 (公簿)	5階部分 1, 3 6 7 . 0 7 m ²		
	6階部分 1, 1 7 2 . 0 9 m ²		
	延床面積 2, 5 3 9 . 1 6 m ²		
	建 築 年 平 成 1 0 年 6 月 1 5 日		
敷 地 権 の 表 示			
敷地権の種類		敷地権の割合	
所有権		1,000,000分の164, 0 3 1	

N o .	品名名称	規格等
1	券売機	
2	券売機	
3	ホワイトボード	コクヨ BB-H634
4	ホワイトボード	コクヨ BB-H636W1
5	ホワイトボード	月間予定表
6	ホワイトボード	
7	ホワイトボード	
8	音響機器一式	PS-M650
9	ビデオ装置	Victor TBC629
10	レーザーディスクプレーヤー	PIIONEER LD-V540
11	洗浄機	ドルフィンモービーD X H J E C - 6
12	テーブル	受付カウンター
13	金庫	コクヨ
14	ロッカー	コクヨベージュ 48 庫
15	ロッカー	コクヨベージュ 48 庫
16	ロッカー(2連)	コクヨ FLKH-430F11
17	ロッカー(3連)	コクヨ FLKH-630F11
18	ロッカー(3連)	コクヨ FLKH-630F11
19	ロッカー(3連)	コクヨ FLKH-630F11
20	ロッカー(3連)	コクヨ FLKH-630F11
21	カウンター	受付カウンター
22	冷蔵庫	冷蔵庫
23	ベッド	コクヨ JOIFA606
24	ドライヤー	ボディドライヤー
25	ドライヤー	ボディドライヤー
26	スクリーン	白
27	プロジェクター	JVC DILA
28	血圧計	全自動オムロンコーリン BP-203RVⅢ
29	血圧計	全自動オムロンコーリン BP-203RVⅡ
30	血圧計	全自動オムロンコーリン BP-203RVⅢ
31	体重計	タニタ BWB700
32	体重計	デジタル
33	その他	非接触式体温検知器サーモマネージャー EXTOA-TMN-2000
34	脱水機	水着用ハヤブサ技研 HSD-8-GS
35	脱水機	水着用ハヤブサ技研 HSD-6-G
36	バーベル	バーベル黒
37	ランニングマシン	エキサイトラン 600
38	ランニングマシン	エキサイトラン 600
39	ランニングマシン	エキサイトラン 600
40	ランニングマシン	エキサイトラン 600
41	ランニングマシン	エキサイトラン 600
42	ランニングマシン	エキサイトラン 600
43	ランニングマシン	エキサイトラン 600
44	ランニングマシン	エキサイトラン 600
45	エアロバイク	エキサイトリクライン 1000
46	エアロバイク	エキサイトリクライン 1000
47	エアロバイク	エキサイトリクライン 1000

No.	品名名称	規格等
48	エアロバイク	エキサイトトリクライン 1000
49	エアロバイク	エキサイトバイク 1000
50	エアロバイク	エキサイトバイク 1000
51	エアロバイク	エキサイトバイク 1000
52	エアロバイク	エキサイトバイク 1000
53	エアロバイク	エキサイトバイク 1000
54	トレーニング機器	ハイ／ローケーブル
55	トレーニング機器	トライセッププッシュダウン
56	トレーニング機器	トライセッププッシュダウン
57	トレーニング機器	ケーブルクロスハーフ
58	トレーニング機器	アドバンスチェスト
59	トレーニング機器	パワーラック
60	トレーニング機器	体組成計
61	トレーニング機器	ラットプルダウン／ローロー
62	トレーニング機器	シーテッドロー
63	トレーニング機器	ラットプルダウン
64	トレーニング機器	ショルダープレス
65	トレーニング機器	フライ／リアデルト
66	トレーニング機器	チェストプレス
67	トレーニング機器	レッグプレス
68	トレーニング機器	レッグエクステンション
69	トレーニング機器	レッグエクステンション
70	トレーニング機器	レッグカール
71	トレーニング機器	レッグカール
72	トレーニング機器	スタンディングカーフ
73	トレーニング機器	ヒップ&グルート
74	トレーニング機器	ヒップアダクター／アブダクター
75	トレーニング機器	バックエクステンション
76	トレーニング機器	アブドミナル
77	トレーニング機器	エキサイトヴァリオ 1000
78	トレーニング機器	エキサイトヴァリオ 1000
79	トレーニング機器	エキサイトヴァリオ 1000
80	トレーニング機器	エキサイトヴァリオ 1000
81	トレーニング機器	フラットベンチ
82	トレーニング機器	フラットベンチ
83	その他	全身反応測定器
84	車いす	ABILITIES プール用 黄色
85	車いす	KAWAMURA
86	高圧洗浄機	ジェットマンF C 6 7 ターボⅡ
87	模型	レコーディングレザン